

## 競争入札における予定価格の事前公表について

知内町では、建設工事等（建設工事及び建設工事関連業務委託）競争入札における予定価格の事前公表の理由を、次のとおり公表します。

事前公表を行うことにより、入札の透明性の確保、予定価格の漏洩等の不正行為の防止、複数回数の入札がなくなることによる発注者や入札参加者の負担の軽減等の効果が期待できる。

また近隣町村の状況を確認しても、予定価格を事前公表していることによる競争性の低下、落札率の高止まり、見積もり努力を怠るなど適正な競争入札を阻害するような弊害は発生していません。

以上の理由により、平成31年4月1日以降発注分より予定価格の事前公表を実施していきます。

なお、逐次入札状況を確認し、特に適正な競争を阻害するような弊害が生じていると判断される場合には、制度の検証を行い、見直しを検討してまいります。